

令和7年10月3日揭示

「図書館への提案」についてのお答え

県立図書館をいつも御利用いただきありがとうございます。

令和7年9月23日にお寄せいただいた御提案について、下記のとおりお答えします。

(提案の要旨)

参考図書の貸出制限緩和について

(回答)

当館では、参考図書は、図書館利用者の方々の誰もがいつでも館内での調査研究で使えるよう、また、司書がレファレンスサービスで日常的に使用できるよう常置しておりますので、館外への貸出しを行っておりません。

近年、内閣府や国の機関の報告書等は、web上でデータ公開されている場合があります。レファレンス窓口で尋ねていただければ、公開データの情報を提供させていただいたり、複写サービスを御案内させていただいたりしています。

なお、図書館資料の複写は、館内設置の複写機を御利用いただきますが、著作権法により複写できる範囲や枚数が決められていますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

引き続き、図書館サービスの充実に努め、利用者の皆様のよりよい読書環境づくりに努めてまいりますので、今後とも当館を御利用いただきますようお願いいたします。

佐賀県立図書館長